

【会員宛て通知文】

SJF 学会 会員の皆様へ

令和7年3月31日

SJF 学会 理事長 姫野 吉徳

SJF 学会 事務局長 吉野 孝広

「令和6年度会費納入期限の延長について（特別措置のご案内）」

日頃より SJF 学会の活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年度より会則が改定され、会費を年度末（3月31日）までに納めなければ、退会扱いとする旨が定められました。しかしながら、本年度は旧制度から新制度への移行期にあたるため、会員の皆様の便宜を図り、以下の通り納入期限を延長する特別措置を実施いたします。

つきましては、まだ納入が完了していない方におかれましては、必ず6月30日までにお手続きをお済ませくださいますようお願い申し上げます。

今後とも、SJF 学会の活動にご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象：令和6年度（2024年度）の年会費未納の方
2. 延長後の納入期限：令和7年6月30日まで
3. 期限までに納入が確認できない場合は、会則に基づき退会扱いとなります

以上